

主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

弁護士山口安憲の上告趣意について。

所論刑法一八条が憲法一一條、一三條及び一八條に違反するとの主張は、原審において主張、判断を経なかつた事項に関するものであるのみならず、同法条が違憲でないことは当裁判所の判例（昭和二四年（れ）一八九〇号同二五年六月九日大法廷判決、昭和二三年（れ）一四二六号同二四年一〇月五日大法廷判決）の趣旨に照らして明らかであるから採用できない。その余の論旨も量刑不当の主張であつて適法の上告理由とならない。

また記録を調べても刑訴四一一條を適用すべきものとは認められない。

よつて同四〇八條、一八一條により裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和三三年五月六日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	河	村	又	介
裁判官	島			保
裁判官	小	林	俊	三
裁判官	垂	水	克	己